

異物混入クレームにおいて「輪ゴム」の事例は、虫、プラスチック、金属、毛髪などと同様発生件数が多いです。

ただし、「輪ゴム」異物は他の異物と少し傾向が異なっており、製造工程で使用されるよりもお客様のご家庭で使用されるシーンが圧倒的に多いという特徴があります。

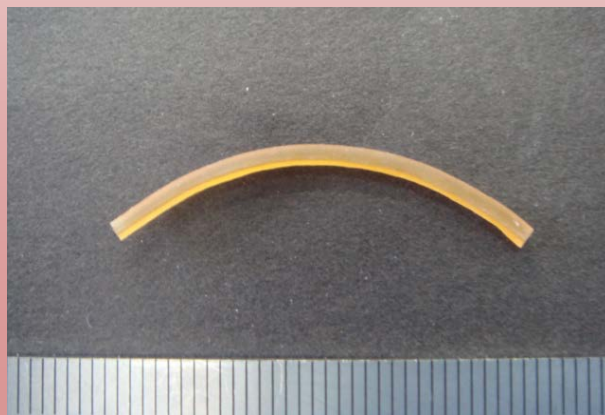
しかし、これまでは多くのご要望がある一方で、

「輪ゴムが一体どこで混入したのか？」

「お客様のところで混入したのか、製造工程で混入したのか？」

を推測する方法は確立されていませんでした。

弊社では、輪ゴムに含まれる特定の成分に着目し、加熱を受けるとそれに該当する赤外吸収ピークが減少することを利用して、加熱を受けていないと推定することを可能にしました！（特許出願中特開 2015-092153）



株式会社ハウス食品分析テクノサービス

〒284-0033 千葉県四街道市鷹の台 1-4

TEL : 043-237-5676 FAX : 043-237-2912

輪ゴムが製造工程の加熱を受けていないことが推定可能です。

まずはご相談下さい！

- ・ 異物の大きさや劣化具合など状態によっては、本検査が実施できないこともあります。
- ・ 製造工程の加熱条件によっては、本検査が実施できないこともあります。

その他の情報は弊社ホームページアドレスでご確認下さい  
<http://food-analab.jp/>

House Food Analytical Laboratory Technical Report 45  
2015.7.27

異物バンク®は、ハウス食品分析テクノサービスの登録商標です。